

久喜市審議会等の会議の公開に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営及び市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

（会議の公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

（会議開催の事前公表）

第6条 実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会議の議題
- (4) 会議の全部又は一部を非公開とする場合の措置とその理由等
- (5) 傍聴の定員（会議を全部非公開とする場合は不要）
- (6) 傍聴手続（会議を全部非公開とする場合は不要）
- (7) 問い合わせ先

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに行うよう努めるものとする。

（会議の傍聴）

第7条 何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

（会議録の作成）

第9条 実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。